

富士見市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の更新及び指定給水装置工事事業者証再交付事務に係る手数料の追加を行うもの。

2 改正内容

(1) 第34条の改正

○水道法施行令の条ずれによる変更。

(2) 別表第3の改正

○給水装置工事事業者指定手数料に（指定の更新を含む）と付け加える。

(3) 別表第3の改正

○給水装置工事事業者証の再交付手数料を追加する。

(4) その他

○必要な文言整理

3 施行期日

公布の日（別表第3の改正については、令和2年4月1日）

富士見市水道事業給水条例（昭和62年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第4条 <u>給水装置の新設</u>、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「新設等」という。）をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(加入申込金の減免)</p> <p>第5条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額を前条第1項及び第2項の加入申込金から減免するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(給水の原則)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定</u>により給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 前項の規定による<u>申出がない場合</u>においても、市長が必要と認めるときは、</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第4条 <u>給水装置を新設</u>、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「新設等」という。）をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(加入申込金の減免)</p> <p>第5条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額を前条第1項_____の加入申込金から減免するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(給水の原則)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>前項の_____</u>給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 前項の規定による<u>申出がなくても</u>_____、市長が必要と認めるときは、</p>

修繕その他必要な措置をすることができる。

3 (略)

(給水装置及び水質の検査)

第23条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 (略)

(料金の算定)

第26条 料金は、隔月定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、使用水量をまとめて計量し、その計量した使用水量をもってその日の属する月の前月及び前々月の料金として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)

修繕その他必要な措置をすることができる。

3 (略)

(給水装置及び水質の検査)

第23条 市長は、給水装置の機能又は供給する水の水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 (略)

(料金の算定)

第26条 料金は、隔月定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、使用水量をまとめて計量し、その計量した使用水量をもって計量日の属する月の前月及び前々月の料金として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)

(給水装置の切離し)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要と認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が90日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) (略)

別表第2 (第25条、第28条関係)

別紙のとおり

(給水装置の切離し)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要と認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) (略)

別表第2 (第25条、第28条関係)

別紙のとおり

別表第3 (第31条関係)

項目	メーター口径 20ミリメ トルまで	50ミリメー トル まで	50ミリメー トルを 超えるもの
設計審査手数料 (1件につき)	2,000円	3,000円	4,000円
工事検査手数料 (1回につき)	3,000円	7,000円	10,000円
閉栓手数料 (1件につき)	2,000円	3,000円	4,000円
臨時使用申込手数料 (1件につき)	2,000円	3,000円	4,000円
給水装置工事事業者指定手数料 (指定の更新を含む。) (1件につき)	10,000円		
給水装置工事事業者証の再交付 手数料 (1件につき)	5,000円		
給水装置工事 (非指定給水装置工 事事業者施行) 確認検査手数料 (1 件につき)	24,000円		
メーター試験 (1件につき)	1,000円		
消火演習立会い (1回につき)	2,000円		
各種証明 (1件につき)	200円		

別表第3 (第31条関係)

(単位:円)

項目	メーター口径 20ミリメ トルまで	50ミリメー トル まで	50ミリメー トルを 超えるもの
設計審査手数料 (1件につき)	2,000	3,000	4,000
工事検査手数料 (1回につき)	3,000	7,000	10,000
閉栓手数料 (1件につき)	2,000	3,000	4,000
臨時使用申込手数料 (1件につき)	2,000	3,000	4,000
給水装置工事事業者指定手数料 (1件につき)	10,000		
給水装置工事 (非指定給水装 置工事事業者施行) 確認検査 手数料 (1件につき)	24,000		
メーター試験 (1件につき)	1,000		
消火演習立会い (1回につ き)	2,000		
各種証明 (1件につき)	200		

別表第2（第25条、第28条関係）

（新）

用途区分	料金 口径	基本料金 (1月につき)		超過料金	
		使用水量	料金	使用水量	1立方メートルにつき
一般用	13ミリメートル	10立方メートルまで	900円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	115円
	20ミリメートル		970円		
	25ミリメートル		1,200円		
	30ミリメートル		3,300円	20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	145円
	40ミリメートル		5,500円		
	50ミリメートル		9,300円	40立方メートルを超え100立方メートルまでの分 100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	180円 220円
	75ミリメートル		16,700円		
	100ミリメートル		31,000円	500立方メートルを超える分	260円
	150ミリメートル		58,900円		
公衆浴場用		100立方メートルまで	6,000円	100立方メートルを超える分	60円
臨時用		20立方メートルまで	5,800円	20立方メートルを超える分	290円

別表第2（第25条、第28条関係）

(旧)

用途区分	料金 口径	基本料金 (1月につき)		超過料金	
		基本水量	料金	使用水量	1立方メートルにつき
一般用	13ミリメートル	10立方メートルまで	900円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	115円
	20ミリメートル		970円		
	25ミリメートル		1,200円	20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	145円
	30ミリメートル		3,300円		
	40ミリメートル		5,500円	40立方メートルを超え100立方メートルまでの分	180円
	50ミリメートル		9,300円		
	75ミリメートル		16,700円	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	220円
	100ミリメートル		31,000円		
150ミリメートル	58,900円	500立方メートルを超える分	260円		
公衆浴場用		100立方メートルまで	6,000円	100立方メートルを超える分	60円
臨時用		20立方メートルまで	5,800円	20立方メートルを超える分	290円